

腐敗及び贈収賄防止方針

1. 基本方針

当社は、投資運用業及び投資助言業等を営む者として、高い倫理規範に基づく健全な経営を行ない、社会からの信託を揺るぎないものとし、社会の発展に貢献することを目的として、企業倫理憲章及び役職員行為規範からなる「倫理規程」を定めています。企業倫理憲章には「法令・社会規範の遵守」、役職員行動規範には「法令・諸規則の遵守」を定め、経営層を含む全ての役職員が自らの活動の中で事業に関連するあらゆる法令やルールを遵守し、誠実かつ公正な企業活動を日々実践し、公共のみならず民間部門との関係においても腐敗及び贈収賄行為を許容せず、高い企業倫理を備えた会社として広く社会に認められるように努力していきます。

2. 経営層のコミットメント

当社の経営陣は、企業倫理及び腐敗防止の重要性を認識し、社内管理体制や取り組みの実施や見直しに関与することで腐敗防止に責任を持つことに加え、日々の行動の中で腐敗行為防止の模範となるよう努めます。

3. 組織体制

当社は、代表取締役社長が議長を務める取締役会、代表取締役社長、コンプライアンス委員会、コンプライアンス&リスク管理室、コンプライアンス統括責任者、コンプライアンス責任者をコンプライアンスの組織体系として、腐敗及び贈収賄を含むコンプライアンス関連の問題に対する取り組み計画の策定、取り組みの実施、取り組みの進捗の報告を行います。また、各本部・部署内配置されるコンプライアンス担当者を通じ、現場レベルでの腐敗及び贈収賄を含むコンプライアンスの実践を促します。

4. 社内規程

当社は、腐敗及び贈収賄の防止に関連する行動規範や社内規程、マニュアルを策定しており、今後も必要に応じ、特に腐敗及び贈収賄のリスクが高いと分析される行為に対し、適切に規程等の整備を行います。

5. 贈収賄行為の禁止

当社は、公務員もしくは公務員とみなされる者に対して、直接的及び間接的な贈賄にあたる行為及び当該行為と解釈される恐れのある行為を行わず、その他取引先等民間部門についても社会的に受け入れられる限度を超える接待・贈答の授受を行わないよう手続きを定め、そうした行為を禁止します。

6. 腐敗行為の禁止

贈収賄行為に加え、以下を含む一切の直接的及び間接的な腐敗行為を禁止し、その防止に努めます。

- (1) 当社は、寄付を行う場合には、社内手続きに基づき、その目的や使途、相手先の妥当性等を十分に検討します。また、政治献金については、政治資金規正法等の関係法令を遵守します。
- (2) 当社は、地域及び取引先に対して、公平な関係の構築・維持に努め、いかなる場合も差別的な対価を以て役務を授受すること、及び、公正さに疑念を持たれるような行為を禁止します。
- (3) 当社は、社内規程に基づき、社員が、①与えられた職務の遂行以外の目的で、会社の名を使用し、会社内での職名若しくは地位を利用すること、及び、②社会的儀礼の範囲内にとどまるものを除き、謝礼、金銭、贈答品等の個人的報酬を要求、または、受け取ることを禁止します。
- (4) 当社は、犯罪収益移転防止法等資金洗浄に関する国内外における法令遵守を徹底し、事業活動の中でマネーロンダリング、テロへの資金供与への直接及び間接的な加担を防止するよう努めます。

7. 取引先のリスク管理

当社は、社内規程に基づき、新たな取引先の起用を検討する場合には、腐敗及び贈収賄のリスクも含めた信用調査を行い、取引の可否を判断します。また、反復継続して起用する業務委託先等に対しては、定期評価を行います。

8. 違反時の対応

当社は、通報された事項または違反が疑われる行為に関する事実関係の調査を行い、不正行為が明らかになった場合、

速やかに是正処置及び再発防止策を講じ、必要な場合、適切な懲戒処分を行います。

9. 通報制度

当社は、腐敗及び贈収賄を含む法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正に努めます。また、通報者に対して、公益通報者保護法及び当社規程に則り、報復、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行いません。

10. 教育・啓発

本方針を含む、腐敗及び贈収賄の防止に関連する社内規程や、通報制度等について、役職員の知識及び意識の向上を図るよう教育・研修を行います。

11. モニタリング・見直し

当社は、腐敗及び贈収賄の防止体制及びその運用が有効に機能しているか継続的にモニタリングを行いました、これらに対して内部監査を実施し、必要に応じて、経営陣やコンプライアンス責任者の関与を通じて、防止体制・取り組みの見直し・改善を行います。

2023年6月14日制定
株式会社KJRマネジメント
代表取締役社長 鈴木直樹